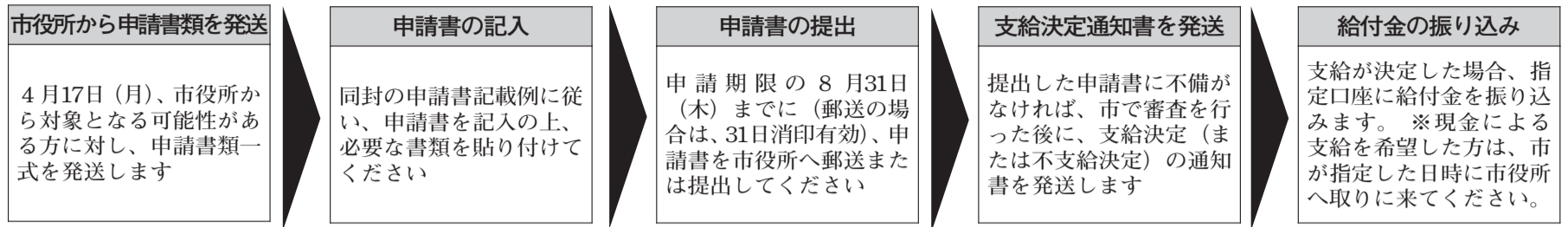


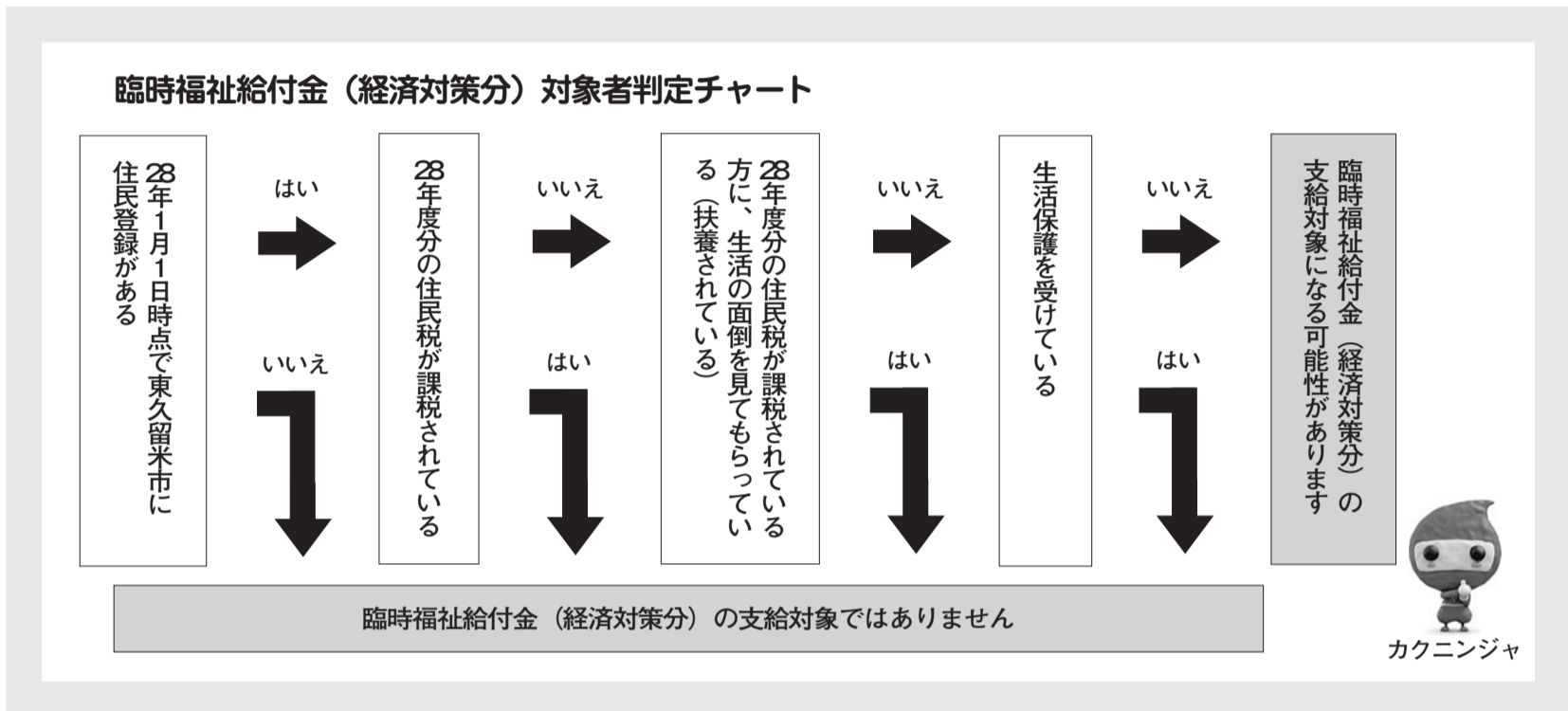
▼申請から支給までの流れ



※申請から振り込みまでは、おおむね1カ月半程度ですが、それ以上かかることもあります。あらかじめご了承ください。
 ※審査を経て支給を決定します。申請書が届いた方でも支給対象にならない場合がありますので、ご了承ください。

▼支給対象者判定チェック

※平成28年度臨時福祉給付金(3,000円)の支給対象者と同じです。



▼Q & A よくある質問

Q 支給額はいくらですか

A 対象者1人につき1万5,000円です
 ※支給は1回限りです。

Q 「平成28年度臨時福祉給付金」(3,000円)を申請した人は、「臨時福祉給付金(経済対策分)」の申請書の提出は必要ですか

A 基準日(28年1月1日)は同じですが、「平成28年度臨時福祉給付金」とは別に支給する給付金です。同給付金を受給した方も改めて申請書の提出が必要です

Q 基準日(28年1月1日)の翌日以降に引っ越しをしたのですが、転居先の市町村でも申請できますか

A 基準日(28年1月1日)時点で住民登録があった市町村から支給されることになっています。転居先の市町村ではなく、基準日(28年1月1日)時点で住民登録があった市町村に申請してください

Q 「平成28年度臨時福祉給付金」は対象者1人につき3,000円であるのに対し、「臨時福祉給付金(経済対策分)」はなぜ1万5,000円なのですか

A 26年度、27年度、28年度の「臨時福祉給付金」および「臨時福祉給付金(経済対策分)」はいずれも、消費税率の引き上げによる食費の負担増に相当する金額を支給しており、支給の水準は変わっていません。金額の違いは、対象となる期間の違いによるものです
 ▼26年度が26年4月～27年9月の1年半分▼27年度が27年10月～28年9月の1年分▼28年度が28年10月～29年3月の半年分▼経済対策分が29年4月～31年9月の2年半分(消費税率引き上げ<8%→10%>が2年半延期のため)

Q なぜ、「臨時福祉給付金(経済対策分)」は生活保護受給者に支給されないのですか

A 基準日(28年1月1日)時点での生活保護受給者には、消費税率引き上げの影響を織り込んだ保護基準に基づき、生活保護費が支給されており、最低限度の生活が保障されています。また、給付金を支給したとしても収入認定される(生活保護費から差し引かれる)ため、受給者の手取り収入の増加にはつながりません。そのため、原則として支給対象外になります

【注意事項】

DV(配偶者からの暴力)被害を受け、他の市区町村から住民票を移さずに、基準日(28年1月1日)時点で市内に居住の方は、東久留米市で申請できる場合がありますので、ご相談ください。

給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」に、ご注意ください

- 市や都・厚生労働省などがATM(銀行・コンビニエンスストアなどの現金自動預払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは、絶対にできません
- 市や都・厚生労働省などが、「臨時福祉給付金(経済対策分)」を支給するために、手数料などの振り込みを求めることは、絶対にありません

不審な電話や郵便、メールがあった場合は、最寄りの警察署または警察相談専用電話(#9110)へご連絡ください。